

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令番号	平成9年法律第123号		
手続名	介護医療院の開設許可の取消し等			根拠条項	第114条の6第1項		
処分基準	<p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(2) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日厚生労働省令第5号）</p> <p>(3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成30年3月22日老老発0322第1号厚生労働省老健局老人保健課長通知）</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 長寿社会課	交付機関 長寿社会課	目次 No.		